付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）

No.

事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）	（　　）
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	令和　年　月　日
直前届出に係る届出書の提出をした日	令和　年　月　日
当初届出に係る事業年度	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
当初届出に係る事業年度開始の日の属する会計期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

1　金銭交付

		区分	支給時期（年月日）	支給額（円）			区分	支給時期（年月日）	支給額（円）
変更後の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	今回の届出額	・　・		変更前の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出額	・　・	
							支給額	・　・	
		今回の届出額	・　・				届出額	・　・	
							支給額	・　・	
		今回の届出額	・　・				届出額	・　・	
							支給額	・　・	
		今回の届出額	・　・				届出額	・　・	
							支給額	・　・	
	翌会計期間以後	今回の届出額	・　・			翌会計期間以後	届出額	・　・	
		今回の届出額	・　・				届出額	・　・	

2　株式等交付

		区分	支給時期（年月日）	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数 / 金銭債権の額（円）	交付決議時価額（円）
変更後の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	今回の届出内容	・　・			
		今回の届出内容	・　・			
		今回の届出内容	・　・			
		今回の届出内容	・　・			
	翌会計期間以後	今回の届出内容	・　・			
		今回の届出内容	・　・			
	条件その他の内容					

		区分	支給時期（年月日）	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数 / 金銭債権の額（円）	交付決議時価額（円）
変更前の事前確定届出給与に関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出内容	・　・			
		支給内容	・　・			
		届出内容	・　・			
		支給内容	・　・			
	翌会計期間以後	届出内容	・　・			
		届出内容	・　・			
	条件その他の内容					

04.03改正

付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

1　この付表は、「事前確定届出給与に関する変更届出書」に添付してください。

2　この届出に係る事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その支給対象者ごとにこの付表中の表を作成してください。この場合には、右上端の「No.　　」欄に一連番号を付してください。

3　各欄は、次により記載してください。

(1)　「事前確定届出給与対象者の氏名（役職名）」欄には、この届出に係る変更の事由に基因してその役職が変更された場合には、その変更後の役職名を記載してください。

(2)　「変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日」欄には、業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容を変更する場合に、当該業績悪化改定事由によりその「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日後最初に到来する当該変更前の当該直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日を記載してください。

(3)　「直前届出に係る届出書の提出をした日」欄には、事前確定届出給与対象者に係る今回の変更の直前の「定め」の内容に関する届出書の提出をした日を記載してください。

(4)　「当初届出に係る事業年度」欄には、今回、変更の届出を行う事前確定届出給与につき法人税法施行令第 69 条第４項の規定による届出をした事業年度を記載してください。

(5)　「１　金銭交付」の各欄は次により記載してください。

イ　「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期及び支給額を記載してください。

ロ　「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与について、その支給時期及び支給額を記載してください。

また、「支給額」欄の「支給時期（年月日）」欄及び「支給額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期及び支給額を記載してください。

(6)　「２　株式等交付」の各欄は次により記載してください。

イ　「変更後の事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、この届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしている変更後の事前確定届出給与の支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。

ロ　「変更前の事前確定届出給与に関する事項」の「届出内容額」欄の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄には、「職務執行期間開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間以後」において、直前届出に係る「所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届

出給与について、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額、金銭債権の額及び条件その他の内容を記載してください。

また、「支給内容」欄の「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄及び「金銭債権の額（円）」欄には、直前届出において届け出た事前確定届出給与のうち、実際に支給が行われたものについて、その支給時期、交付する株式又は新株予約権の銘柄、交付数、交付決議時価額及び金銭債権の額を記載してください。

（注）　1　法人税法施行令第71条の３第１項に規定する確定数給与に該当する場合は、「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「交付数」欄、「交付決議時価額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

2　法人の役員の職務につき、所定の時期に、確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第１項に規定する特定譲渡制限付株式又は同法第54条の２第１項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当する場合は、「支給時期（年月日）」欄、「交付する株式又は新株予約権の銘柄」欄、「金銭債権の額（円）」欄及び「条件その他の内容」欄に記載してください。

3　「条件その他の内容」欄の記載に当たっては、支給時期を記載するなど、いずれの届出内容に対するものかを特定できるように記載してください。また、記載事項が多い場合は、「条件その他の内容」欄に「別紙のとおり」と記載の上、条件その他の内容を別紙（適宜の様式）に記載してください。